

83 学校における建築物環境衛生管理基準の改善

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

学校における建築物衛生管理基準について、改善を図るため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象から学校施設を除外すること。

【提案理由等】

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により、1棟あたりの延べ面積が8,000㎡以上の学校は特定建築物となり、「建築物環境衛生管理基準」に基づく建築物環境衛生管理技術者の選任が義務付けられ、空気環境検査や給水管理等の環境管理を行うこととされている。

一方、学校では、学校保健安全法の「学校環境衛生基準」に基づき、学校薬剤師により空気環境検査や給水管理など学校環境について管理が行われている。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の「環境衛生管理業務」と学校保健安全法の「学校環境衛生検査業務」は、空気環境、水質検査など基準や検査項目の点で類似しているとともに、同様な業務を行うにもかかわらず建築物環境衛生管理技術者と学校薬剤師の配置が義務付けられている。

施設規模の大きい学校だけ2つの法律の網をかけ、検査項目・基準の設定や建築物環境衛生管理技術者の配置を義務付けることは、予算・労力もかかり学校管理の負担は非常に大きい。

よって、病院等と同様に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象から学校施設を除外するか、建築物環境衛生管理技術者の確保が難しいことから、配置の適用除外を行う必要がある。